

対象事業一覧

事業の種類	環境影響評価法 (H9. 6)		島根県 環境影響評価条例 (H11. 10)	島根県公共事業 環境配慮指針 (H15. 4. 1)	
	第一種事業	第二種事業			
道路	高速自動車国道	すべて	—	—	
	首都高速道路など	4車線以上	—	—	
	国道	4車線以上10km以上	4車線以上7.5~10km	4車線 5km以上	4車線 1km以上、 又は2車線 5km以上
	県道・市町村道	—	—	2車線 10km以上	2車線 5km以上
	農道	—	—	—	5km以上
河川	ダム	幅員6.5m以上20m以上	幅員6.5m以上15~20m	貯水面積 50ha以上	全事業
	堰	湛水面積 100ha以上	湛水面積 75~100ha	湛水面積 50ha以上	—
	湖沼開発	土地収上面積 100ha以上	土地収上面積 75~100ha	湖沼開発面積 50ha以上	—
	放水路	—	—	改変面積 50ha以上	—
	河川整備・改修	—	—	—	延長 1km以上
飛行場	滑走路長 2,500m以上	滑走路長 1,875~2,500m	滑走路長 1,250m以上	全事業	
海岸	—	—	—	延長 0.5km以上	
漁港・港湾	面積 300ha以上	—	—	総収用地 5,000㎡以上	
農業・農村	ほ場整備	—	—	受益面積 50ha以上	
	かんがい排水	—	—	延長 3km以上	
	防災ダム	—	—	全事業	
	ため池	—	—	湛水面積 1ha以上	
砂防・治山	砂防・ダム事業	—	—	堰堤高 13.0m以上	
	・流路工	—	—	延長 1.5km以上	
	治山・山腹	—	—	面積 0.3ha以上	
	・溪流(ダム)	—	—	堰堤高 6.0m以上	
	地すべり対策工	—	—	防止区域指定面積 40ha以上	
公園	自然公園	—	—	延長 500m以上	
	農村公園・森林公園	—	—	全事業	
	都市公園	—	—	50ha以上	
下水道	—	—	計画処理人口 5万人以上	区域 10ha以上	
用地造成	面積 100ha以上	面積 75~100ha	50ha以上	全事業	

注) 上表以外の項目もありますのでご注意ください。また、(—)は直接的には該当しませんが他の項目を適用させる事もあります。

「島根県公共事業環境配慮指針」においては、対象とならない事業においても、本指針に準じて、できる限り環境配慮に努めるものと、明言されています。

「島根県立自然公園施行規則(第19条)」

【特別地域内における行為の許可申請書】

第19条 条例第18条第4項の規定による許可を受けようとする者は、様式第1による申請書を提出しなければならない。
(省略)

3 申請に係る行為の場所の面積が1ヘクタール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が2キロメートル以上若しくはその幅員が10メートル以上となる道路の新築である場合にあつては、第1項の申請書には、前項各号に掲げる図面のほか、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

- (1) 当該行為の場所及びその周辺の植生、動物相その他の風致または景観の状況及びその特質
- (2) 当該行為により得られる自然的または社会的経済的な効用
- (3) 当該行為が風致または景観に及ぼす影響の予測及び当該影響を軽減する為の措置

(省略)

お問合せは・・・ **株式会社 大隆設計**

〒693-0056 島根県出雲市江田町40-5
TEL (0853) 23-8200 FAX (0853) 23-4394, 23-1066
http://www.dairyu-s.co.jp
E-mail: eigyou@dairyu-s.co.jp



環境調査



アオハダトンボ



ヤブカンゾウ



ゲンジボタル



オオサンショウウオ

環境配慮及び環境調査の手順

調査・計画段階

規制対象事業

当該工事、区域が規制の対象となっているか確認します。
(裏面、「対象事業一覧」参照)

事前調査(文献・聞き取り踏査)

対象区域、周辺における法規制等の整理並びに環境情報の把握を行います。



現地踏査・調査計画の立案

現地踏査から調査方法の設定、現地調査計画書の作成を行います。

現地調査



室内分析(底生動物調査)



影響評価・とりまとめ

事業特性・地域特性に応じた構想・計画の立案

環境に与える影響を評価し、回避、低減・代替等を検討

工事中調査

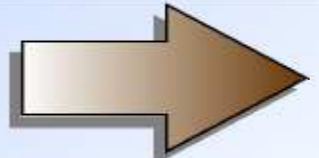


工事前調査



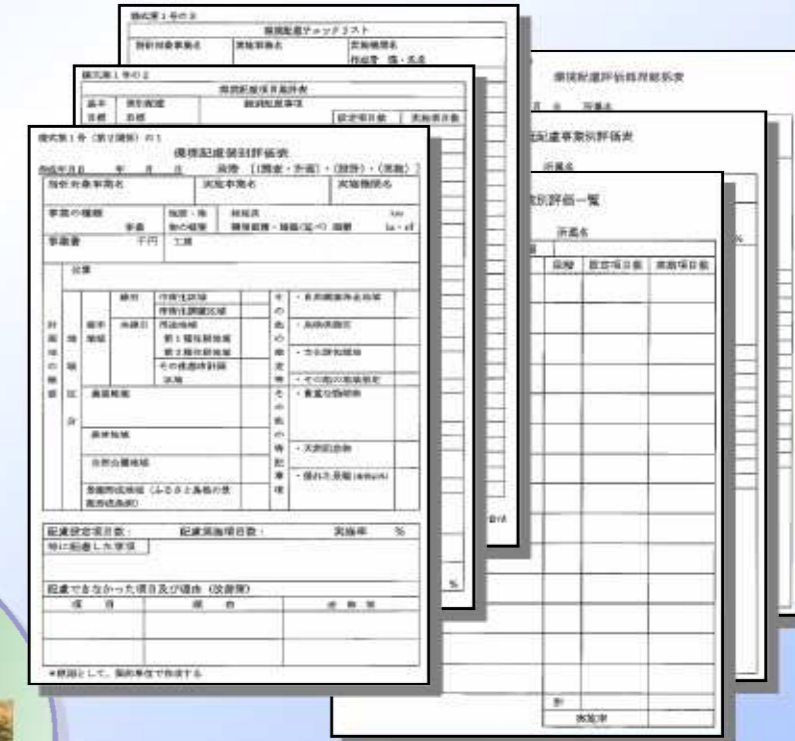
環境調査の種類

- 道路環境調査(大気質、騒音及び振動など)
- 河川水辺環境調査(生物調査、河川調査)
 - 魚介類調査、-底生動物調査
 - 植物調査、-鳥類調査
 - 両生類、爬虫類、哺乳類調査
 - 陸上昆虫類調査



「環境配慮個別評価表」の作成
(様式第1号の1~3、様式2~4号)

「島根県公共事業配慮指針:島根県環境生活部」

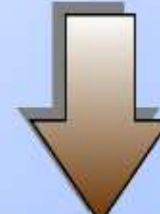


地球環境を守り、育み、これを将来の世代へ引継いでいくことは、今の時代に生きる私たちの責務です。



モニタリング調査

工事後、モニタリング調査を行い、計画した環境配慮の評価を行います。



設計段階

具体的な環境配慮の検討
(路線等の選定、工作物の形態、施工方法)

～環境配慮の事例～

- 大気環境の確保
- 豊かな水環境の確保
- 土壌環境の確保
- 騒音・悪臭の低減
- 化学物質による汚染防止

施工段階

計画した環境配慮の実施

～環境配慮の事例～

- 産業廃棄物の発生抑制
- 野生生物の生息、生育環境の保全
- 快適な生活空間の形成
- 地球温暖化の防止等

「環境配慮個別評価表」の実績状況記入

「環境配慮個別評価表」の実績状況記入